

# 真庭市(岡山県)

(2005年11月16日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年3月31日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
人口 <sup>(1)</sup> ：54,747人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 29.5%)	面積 <sup>(3)</sup> ：828.43k㎡	
議員数 <sup>(4)</sup> ：40人(法定上限30人以下)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：961人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：0.29	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：97.0%	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：28,438,050千円		
うち、地方税4,894,816千円、地方交付税11,629,475千円		
合併特例債発行予定額18,050百万円/同限度額34,260百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業16.2%、第二次産業33.8%、第三次産業50.0%		

(出典)(1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併時の数。(5)：職員登録台帳。(6)(7)：決算統計。(8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧勝山町	9,324人	29.5%	138.79k㎡	16人	100人	0.26	79.9%
旧落合町	15,973人	30.2%	147.92k㎡	18人	181人	0.35	89.3%
旧湯原町	3,441人	35.9%	141.37k㎡	12人	80人	0.19	81.0%
旧久世町	11,707人	23.7%	75.12k㎡	16人	126人	0.42	84.6%
旧美甘村	1,756人	34.6%	67.19k㎡	10人	34人	0.11	84.8%
旧川上村	2,430人	29.5%	77.94k㎡	10人	38人	0.19	83.7%
旧八束村	2,991人	30.1%	61.19k㎡	10人	42人	0.19	80.3%
旧中和村	801人	35.3%	47.73k㎡	8人	32人	0.10	84.3%
旧北房町	6,324人	32.5%	71.18k㎡	12人	89人	0.24	81.5%

(出典)(1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<①合併の大きな流れ、⑤財政状況、⑥行政改革>

少子高齢化への対応、日常生活圏の拡大、多様化する住民ニーズへの対応、地方分権の推進、財政改革等。

(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑥新事務所の位置>

<最も重視したことの具体的な内容>

住民の理解を深めるため、住民説明会を実施、また協議会資料を公開した。

(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<特にだれとは言えない。皆の力で合併したもの>

<合併推進の具体的な活動>

各首長ともに合併に対して早くから住民説明会・研修会を開催し、住民の合併への理解を得るように努めた。

## 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・川上村・八束村合併協議会の設置（1996年）⇒解散（1999年）⇒再開（2002年）⇒廃止（2003年）</li> <li>・蒜山3村合併任意合併協議会設立⇒自然消滅（2004.4以降）</li> <li>・勝山町・久世町・美甘村・湯原町は真庭市構想研究会を設立（2003.6）⇒勝山町・湯原町・久世町・美甘村・川上村・八束村・中和村で真庭地域合併協議会が発足（2003.8）⇒勝山町・落合町・湯原町・久世町・美甘村・川上村・八束村・中和村・北房町で真庭地域合併協議会の最終枠組みが整う</li> </ul>	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝山町・落合町・湯原町・久世町・美甘村・川上村・八束村・中和村・新庄村・北房町・富村・旭町により真庭圏域町村合併研究会を設立（2002.3）⇒解散（2002.8）</li> <li>・勝山町・落合町・久世町・美甘村・旭町・北房町により真庭地域任意合併協議会設立（2003.4）⇒休止（2003.5）</li> <li>・現在（2005.7.21現在）においては、新たな合併協議は行っていない。</li> </ul>	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部	
(4) 合併の端緒	
2003年5月、真庭地域任意合併協議会において、他町村の追加加入について協議されたが合意にいたらず真庭地域合併協議会が休止状態になり、別の枠組による協議会が設置された。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年4月1日～2003年7月31日）〈6町村で設置〉	
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各2名 計30名
運営上の工夫	任意協議会がスタートしたものの、さらに広域的な合併をするよう努めた。
(6) 法定協議会（設置期間：2003年8月1日～2005年3月30日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名、住民各2名、都道府県職員（真庭地方振興局長、岡山県企画振興部市町村課長、真庭地方振興局総務振興課長）、真庭ふるさと振興協会会長、真庭青年会議所理事業、真庭農協共同組合代表理事組合長、真庭広域連合事務局長）、岡山県議会議員、監査（2名）計73名
運営上の工夫	住民への情報提供については、協議会「HP」や「合併協議会だより」にて広報を行った。構成メンバーにおいては、各町村から女性を構成メンバーとして入っていただいた。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
〈協議を行ううえでの工夫〉	
②においては、国及び県の市町村合併支援プランが合併日に適用されるかどうか不明であるため、4月1日と3月31日のどちらにも適用されるよう表現を工夫した。	
〈協議開始および決定の時期〉	
	(①方式)                      (②期日)                      (③名称)                      (④位置)                      (⑤財産)
協議開始：	03年8月                      03年8月                      03年8月                      03年8月                      03年10月
合意：	03年8月                      04年8月                      04年4月                      04年11月                      04年3月

<p>&lt;決定に至るまでに最も難航した項目と解決策&gt;          新本庁舎が建設されるまでの間は、3つの旧町地内に本庁機能を分散して配置する。</p>	<p>④位置</p>
<p>&lt;基本項目①「合併の方式」の決定理由&gt;          この合併においては前提として、新設合併（対等合併）が基本にあったため。</p>	<p>新設・編入</p>
<p>&lt;基本項目②「合併の期日」の決定理由&gt;          2004年9月ごろに協議を行っており、その時点では国の支援プランの延長方針が示されたとはいえ、1、国の支援プラン中、国庫補助金の動向が引き続き未確定な状況であること。2、県の支援プランの方針が示されていないこと。などから合併期日は2005年3月31日とした。</p>	<p>2005年3月31日合併</p>
<p>&lt;基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由&gt;          決定手続：合併申請で届出。          選定理由：住民として慣れ親しんだ「真庭」の名称をそのまま新市の名称として引き継ぐ。          「真庭は一つ・真庭市をつくろう」を目標として長年活動がされてきており、「真庭」の名称をそのまま新市の名称として引き継ぐ。          真島郡と大庭郡の合併により生まれた由緒ある地名を後世に引き継ぎたいとの願いがこめられている。</p>	<p>公募有・無</p>
<p>&lt;基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点&gt;          新市の事務所（本庁舎）の位置は、新庁舎が建設されるまでの間は、旧勝山町、久世町、落合町に分散して配置する。蒜山振興局については、旧川上村、八束村及び中和村を所管区域として、合併後、速やかに八束村地内に建設することとするが、建設されるまでの間は、分庁舎としての機能を八束村役場と川上村役場に分散して配置する。          （新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い）          新市の支所とした。</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p>&lt;基本項目⑤「財産の取扱い」&gt;          （新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産）          正負ともになし。</p>	
<p>(8) 新市建設計画</p>	
<p>計画の期間：10ヵ年          理由 計画策定の趣旨、新市建設計画に基づく財政支援措置（地方交付税・合併特例債）の期間が10年であるため等総合的に勘案し、計画の期間を設定した。</p>	
<p>&lt;策定に当たっての工夫&gt;          計画策定にかかり住民説明会を実施、また住民アンケートをとるなど住民の意見を取り入れるよう工夫した。計画書を行政が一方的に作成するのではなく住民の意見も取り入れるような計画づくりを行った。</p>	
<p>&lt;関係市町村間での調整が難航した項目&gt;          特になし。</p>	
<p>&lt;新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫&gt;          「豊かな自然と地域資源を活かした人と環境にやさしい『杜市』づくり」をまちづくりの基本理念とし、自然と共存性をより深めた、調和のとれたまちに定義づけた。また住民による自発的な活動を促進し、地域における参加意識・連帯意識の醸成に努めるための地域自主組織（各地域にあった組織）を設置することとした。</p>	
<p>&lt;新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容&gt;          参考程度にとどめ、具体的には盛り込んでいない。</p>	

単位：百万円 ( )は%	合併前 (2002年度) <sup>(1)</sup>	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	32,621	28,172	27,638	25,395
地方税	5,401(16.6)	5,058(18.0)	4,956(17.9)	4,792(18.9)
地方交付税	15,365(47.1)	14,432(51.2)	12,825(46.4)	12,451(49.0)
歳出合計	30,887	28,172	27,638	25,395
人件費	6,747(21.8)	6,283(22.3)	5,808(21.0)	4,524(17.8)
(参考：一般職員数)	(722人)	(869人)	(782人)	(617人)
公債費	5,249(17.0)	4,441(15.8)	3,202(11.6)	3,299(13.0)
普通建設事業費	5,054(16.4)	2,160(7.7)	5,101(18.5)	2,719(10.7)

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

都市計画区域、地域地区等は現行のまま新市に引継ぎ、新市総合計画に基づいた計画を2008年度～2028年のものを策定する予定。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布（全16号。配布方法：戸別配布）
- ・住民説明会の開催（延べ18回開催、延べ1,957人参加）
- ・HPの開設（2003年8月開設、月3回定期更新、アクセス数不明）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

(名称)：北房町の合併についての住民投票  
(時期)：2003年4月20日  
(対象者)：20歳以上  
(方法)：投票方式

(12) 都道府県からの支援

財政支援：市町村合併支援推進体制整備費補助金（合併準備補助金）500万/町村 9町村分  
合併協議会補助金 2,500千円×9町村分  
人的支援：合併協議会に県職員（次長として）を1名の派遣

(13) 外部コンサルタントへの委託：有・無

委託費 859千円

委託内容 新市建設計画策定業務、事務事業一元化及び例規一元化業務委託業務、新市建設計画説明会用ビデオ作製業務 等

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

## 5. 合併の内容

### (1) 議員

特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (定数特例 (定数40人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無
その理由	行政の簡素合理化の観点からも在任特例は適用すべきではないが、地方自治法上の定数では現状と比較して議員数が大幅に減少することへの激変緩和策として、合併後最初の一期限り適用できる定数特例を活用することが妥当ではないかという意見が多数を占めた。また定数特例上の定数については、あくまで必要最小限とすべきとの観点から、他の協議会事例なども参考としながら検討を行い40人(地方自治法上の定数の上限である30人より10人増)とすることで意見を集約した。

(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2005年7月19日まで特例措置を適用)・無
その理由	新設合併の場合、農業委員会については教育委員会等の行政委員会と異なり、合併直後の暫定的な委員会を設置できる規定がなく、特例法を適用しない場合、委員が新たに選挙されるまで農地法等の法令業務ができないため、円滑な事務の遂行の観点から合併特例法の規定により在任特例を適用した。
(3) 三役	
旧勝山町	町長、助役、収入役は退職。
旧落合町	町長、助役、収入役は退職。
旧湯原町	町長、助役は退職、収入役は不在。
旧久世町	町長、助役、収入役は退職。
旧美甘村	村長、助役は退職、収入役は出納室長(課長級)が職務代理者であった。
旧川上村	村長、助役は退職、収入役は出納室長(課長級)が職務代理者であった。
旧八束村	村長、助役、収入役は退職。
旧中和村	村長は新市の収入役、助役、収入役は退職。
旧北房町	町長、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>現在712人を、10年で468名に削減。 <新規採用の抑制>退職者等の人数を勘案しながら採用予定。
給与の調整	<給料表の統一>一次調整 ①高卒新採とみなし在職年数と貼り付け ②中途採用等による初任給の差を減算 ③②の年数を調整年数とし、号給を貼り付け <給与の再調整・再計算>二次調整 ①基準の職員は原則動かさない ②序列整理のための最小限の職員を調整 ③調整結果は総務部会で個別に協議。 <その他>7級以下で給与が下がる職員については若干の調整期間(2年間)を設け真庭市の標準ラインに合わせる
役職の調整	主事補・主事・上級主事・主任・主査・主幹・参事、室長、園長・課長、事務局長、上級園長・部長、教育次長、議会事務局長、振興局長、支局長、次長。
(5) 組織・機構の整備方法	
合併と同時に、部・課とも完全に統合。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
旧勝山町	旧勝山町、湯原町の支所3ヶ所は引き続き出張所として設置している。
旧湯原町	
(7) 地域審議会等	
設置の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/>
その理由	合併後は住民が主体となったまちづくりが重要であるとの観点から、国の法整備による地域自治区、合併特例区、地域審議会は設けず、9町村の実情に合わせた地域自主組織の活動を促し、協働による実のあるまちづくりを行うこととした。

(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
固定資産税	勝山町 1.5/100 川上村 1.4/100 落合町 1.6/100 八束村 1.4/100 湯原町 1.6/100 中和村 1.4/100 久世町 1.6/100 北房町 1.4/100 美甘村 1.5/100	2005年3月31日から1.4/100に統一。
(9) 上下水道使用料（調整方針：負担の高い方に合わせる）		
上水道料金	合併時から段階的に調整し、合併後5年間で格差を現行の半分程度まで是正し（3つのグループに分け、それぞれを統一）、合併後10年を目途に統一を図る。	
下水道料金	2005年度から段階的に調整し、2009年から旧久世町の例により統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
	(2003年度資料による)	
賦課徴収方法	5町4村とも保険税方式	合併前と同様に2005年4月1日から保険税方式。
所得割	旧勝山町 6.80% 旧川上村 6.50% 旧落合町 6.40% 旧八束村 5.50% 旧湯原町 7.00% 旧中和村 7.50% 旧久世町 7.30% 旧北房町 7.20% 旧美甘村 8.00%	2005年度から7.20%に統一。
資産割	旧勝山町 37.00% 旧川上村 40.00% 旧落合町 35.00% 旧八束村 42.00% 旧湯原町 50.00% 旧中和村 75.00% 旧久世町 30.00% 旧北房町 32.9% 旧美甘村 57.00%	2005年度から33.00%に統一。
均等割	旧勝山町 27,000円 旧川上村 22,000円 旧落合町 26,000円 旧八束村 23,000円 旧湯原町 25,000円 旧中和村 23,000円 旧久世町 33,000円 旧北房町 25,700円 旧美甘村 23,000円	2005年度から27,000円に統一。
平等割	旧勝山町 23,000円 旧川上村 25,000円 旧落合町 23,000円 旧八束村 23,000円 旧湯原町 25,000円 旧中和村 22,000円 旧久世町 26,000円 旧北房町 23,300円 旧美甘村 22,000円	2005年度から22,500円に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧勝山町 2,860円 旧川上村 2,100円 旧落合町 2,907円 旧八束村 2,850円 旧湯原町 3,313円 旧中和村 3,100円 旧久世町 2,974円 旧北房町 3,142円 旧美甘村 3,098円	合併時については現行のおりとし、保険料改定時の2006年度から統一する。

(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した） （合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）	
整備方法	基幹系システムについては、システム統一をした。また既存のシステムを並存させ、合併時に混乱が起これぬよう対応した。他の個別システムについては、新規システムの構築、またいずれかのシステムに統一した。
(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	有・無
変更した場合、その内容と理由	

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：10,121百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2006年度に策定に向け準備中）
総合計画	策定作業中（2006年度に策定に向け準備中）
(3) 合併による効果	
<②サービスの高度化・多様化> 母子自立支援員等の専門員を設置や、専門職員の採用を行うなど、サービスの充実を図っている。	
<⑤行財政の効率化> 管理職・一般職員・議員数の削減、団体等への二重投資の回避等により、人件費や各種経費の削減を図る。また、各町村で行っていた行政事務を一本化することにより効率化を図る。	
<⑥地域のイメージアップ> 町村から市になることでイメージアップにつながった。住民と行政とで協働でまちづくりをしていくという関心を持ち始めつつある。	
(4) 合併による問題点と解決策	
<①役場が遠くなり不便になる> 旧役場については、支局として残すことで、住民へのサービスの低下を招かないようにしている。また、住民に関わりが深い窓口業務等については支局へ配置している。	
<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる> 地域の課題やニーズをもち、主体的に地域づくりに取り組む『地域自主組織』をつくり、住民の意見の反映を行う。	
<⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する> 窓口業務においては、旧役場に支局を配置し、本庁と支局間ネットワーク化を図り合併前と同様のサービスを受けられるよう整備をはかった。	
(5) 残された課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自主組織の制度化（現在、地域からの要望により説明会を行っているが、まだ一部の地域でしか開催されておらず全体への意識統一が課題）</li> <li>・職員のグループ制の導入（合併前に検討され新市において実施するよう調整されおり、今後早急に導入についての検討が必要となっている）などなど</li> </ul>	